

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第14号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章（略）	第1章（略）
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節～第4節（略）	第1節～第4節（略）
第5節 <u>ゴルフ場利用税（第24条—第35条）</u>	第5節 <u>ゴルフ場利用税（第24条—第38条）</u>
第6節 <u>自動車取得税（第36条—第38条）</u>	第6節 <u>軽油引取税（第39条—第49条）</u>
第6節の2 <u>軽油引取税（第39条—第52条）</u>	第7節 <u>自動車税</u>
第7節 <u>自動車税（第53条—第55条）</u>	第1款 <u>環境性能割（第50条—第52条）</u>
第8節・第9節（略）	第2款 <u>種別割（第53条—第55条）</u>
第3章・第4章（略）	第8節・第9節（略）
附則	第3章・第4章（略）
（知事の権限の委任）	附則
第2条 知事は、次に掲げる事項に係る権限を除き、静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により委任することができる権限その他県税の賦課徴収に関するその権限を、県税の課税地を所轄する財務事務所の長に委任する。	第2条 知事は、次に掲げる事項に係る権限を除き、静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により委任することができる権限その他県税の賦課徴収に関するその権限を、県税の課税地を所轄する財務事務所の長に委任する。
(1)～(5)（略）	(1)～(5)（略）
(6) <u>条例第44条第1項</u> 及び第55条第1項に規定する証紙代金収納計器の指定に関する事項	(6) <u>条例第51条の5第1項</u> 及び第55条第1項に規定する証紙代金収納計器の指定に関する事項
(7) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第143条第1項</u> の規定による	(7) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第177条の6第1項</u> の規定による

自動車取得税の市町に対する交付額の決定に関する事項

2～6 (略)

(徴収金の納付又は納入の方法)

第7条 徴収金(条例第44条、第55条、第55条の2、第87条第1項若しくは附則第5項に規定する方法又は納付書によらない口座振替の方法により納付する徴収金を除く。次条において同じ。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

第31条から第35条まで 削除

第6節 自動車取得税

(証紙代金収納計器の指定等)

第36条 条例第44条第1項に規定する証紙代金収納計器の指定は、告示することにより行う。指定の取消しについても、同様とする。

2 知事は、前項の規定による指定又は指定の取消しをした場合においては、その旨を当該指定又は指定の取消しに係る証紙代金収納計器を取り扱う者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により告示した内容に異動を生じた場合において必要と認めるときは、その異動の内容を告示するものとする。

4 第1項の規定による指定に係る証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(自動車取得税を現金納付する登録等の申請等)

第37条 条例第44条第2項の登録等の申請等で規則で定めるものは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条又は第13条の規定による登録の申請とする。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第38条 法第126条第1項の申請は、自動車取得

よる環境性能割の市町に対する交付額の決定に関する事項

2～6 (略)

(徴収金の納付又は納入の方法)

第7条 徴収金(条例第51条の5、第55条、第55条の2、第87条第1項若しくは附則第5項に規定する方法又は納付書によらない口座振替の方法により納付する徴収金を除く。次条において同じ。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

第31条から第38条まで 削除

税額の還付又は納付義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添えて財務事務所長にしなければならない。

第6節の2 軽油引取税

(仮特約業者の指定等の通知)

第39条 (略)

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第46条 第38条の規定は、法第144条の30第1項の申請について準用する。

(自動車用炭化水素油譲渡証等の用紙の亡失の届出等及び無効公告)

第49条 (略)

第50条から第52条まで 削除

第7節 自動車税

第6節 軽油引取税

(仮特約業者の指定等の通知)

第39条 (略)

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第46条 法第144条の30第1項の申請は、軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添えて財務事務所長にしなければならない。

(自動車用炭化水素油譲渡証等の用紙の亡失の届出等及び無効公告)

第49条 (略)

第7節 自動車税

第1款 環境性能割

(証紙代金収納計器の指定等)

第50条 条例第51条の5第1項に規定する証紙代金収納計器の指定は、告示することにより行う。指定の取消しについても、同様とする。

2 知事は、前項の規定による指定又は指定の取消しをした場合においては、その旨を当該指定又は指定の取消しに係る証紙代金収納計器を取り扱う者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により告示した内容に異動を生じた場合において必要と認めるときは、その異動の内容を告示するものとする。

4 第1項の規定による指定に係る証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(環境性能割を現金納付する登録等の申請等)

(自動車税の課税免除の申請)

第53条 条例第52条第1項第3号、第2項第6号又は第3項の自動車に係る自動車税の課税免除を受けようとする者は、財務事務所に課税免除の申請をしなければならない。

(証紙代金収納計器の指定等)

第54条 第36条の規定は、条例第55条第1項に規定する証紙代金収納計器の指定及び当該指定に係る証紙代金収納計器の取扱いについて準用する。

(文書の様式)

第71条 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。

(略)	
3 法に規定する納税通知書	(略)
	<u>自動車税納税通知書兼領収証書</u> 様式第7号
	<u>自動車税納税通知書</u> 様式第7号の2
	<u>自動車税納税通知書(口座振替用)</u> 様式第7号の3
(略)	

第51条 条例第51条の5第2項の登録等の申請等で規則で定めるものは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条又は第13条の規定による登録の申請とする。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除又は還付の申請)

第52条 第46条の規定は、法第165条第1項の規定による納税義務の免除の申請又は同条第2項の申請について準用する。

第2款 種別割

(種別割の課税免除の申請)

第53条 条例第52条第1項第3号、第2項第6号又は第3項の自動車に係る種別割の課税免除を受けようとする者は、財務事務所に課税免除の申請をしなければならない。

(証紙代金収納計器の指定等)

第54条 第50条の規定は、条例第55条第1項に規定する証紙代金収納計器の指定及び当該指定に係る証紙代金収納計器の取扱いについて準用する。

(文書の様式)

第71条 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。

(略)	
3 法に規定する納税通知書	(略)
	<u>自動車税種別割納税通知書兼領収証書</u> 様式第7号
	<u>自動車税種別割納税通知書</u> 様式第7号の2
	<u>自動車税種別割納税通知書(口座振替用)</u> 様式第7号の3
(略)	

4 第7条の納付書及び 納入書	(略)
	自動車税納付書(口座振替用) 様式第18号
4の2 第8条第2項の 規定による通知	(略)
	自動車税納付済通知書(口座振替用) 様式第20号
5 第18条第1項の規定 による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面	(略)
	自動車税 減額 増額 決定通知書 決定計算書 様式第26号
	(略)
(略)	
7 法の規定による更正 又は決定の通知	法人 県民 事業 地方法人特別 税・加算金 更正 決定 通知書 様式第28号
	(略)
	ゴルフ場利用 税・加算金 更正 決定 通知書 様式第30号
	自動車取得 税・加算金 更正 決定 通知書 様式第31号
	軽油引取税・ 加算金 更正 決定 通知書 様式第32号
	不申告加算金 (期限後申告分) 決定通知書 様式第33号
(略)	
9 法に規定する更正の 請求	(略)
	ゴルフ場利用 税更正請求書 様式第42号
	自動車取得税 更正請求書 様式第43号

4 第7条の納付書及び 納入書	(略)
	自動車税種別 割納付書(口座振替用) 様式第18号
4の2 第8条第2項の 規定による通知	(略)
	自動車税種別 割納付済通知書(口座振替用) 様式第20号
5 第18条第1項の規定 による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面	(略)
	自動車税種別 割 減額決定通 知書 増額決定計 算書 様式第26号
	(略)
(略)	
7 法の規定による更正 又は決定の通知	法人 県民 事業 特別法人事業 地方法人特別 税・加算金 更正 決定 通知書 様式第28号
	(略)
	ゴルフ場利用 税・加算金 更正 決定 通知書 様式第30号
	軽油引取税・ 加算金 更正 決定 通知書 様式第31号
	自動車税環境 性能割・加算 金 更正 決定 通知書 様式第32号
	不申告加算金 (期限後申告分) 決定通知書 様式第33号
(略)	
9 法に規定する更正の 請求	(略)
	ゴルフ場利用 税更正請求書 様式第42号

	軽油引取税更正請求書 様式第44号
(略)	
30 法第15条の2の2第1項(法第15条の5の2第3項、第15条の6の2第3項、第55条の2第3項、第55条の4第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の39の4第3項、第72条の57の2第3項、第73条の25第3項、 <u>第125条第5項又は第144条の29第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予又は換価の猶予の通知	(略)
(略)	
32 法第15条の2の2第2項(法第15条の6の2第3項、第55条の2第3項、第55条の4第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の39の4第3項、第72条の57の2第3項、第73条の25第3項、 <u>第125条第5項又は第144条の29第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長を認めない通知	(略)
(略)	
35 法第15条の3第3項(法第15条の5の3第2項、第15条の6の3第2項、第55条の2第4項、第55条の4第4項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第4項、第72条の39の4第4項、第72条の57の2第4項、第73条の26第2項、 <u>第125条</u>	(略)

	軽油引取税更正請求書 様式第43号
	自動車税環境性能制更正請求書 様式第44号
(略)	
30 法第15条の2の2第1項(法第15条の5の2第3項、第15条の6の2第3項、第55条の2第3項、第55条の4第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の39の4第3項、第72条の57の2第3項、第73条の25第3項、第144条の29第2項又は <u>第164条第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予又は換価の猶予の通知	(略)
(略)	
32 法第15条の2の2第2項(法第15条の6の2第3項、第55条の2第3項、第55条の4第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の39の4第3項、第72条の57の2第3項、第73条の25第3項、第144条の29第2項又は <u>第164条第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長を認めない通知	(略)
(略)	
35 法第15条の3第3項(法第15条の5の3第2項、第15条の6の3第2項、第55条の2第4項、第55条の4第4項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第4項、第72条の39の4第4項、第72条の57の2第4項、第73条の26第2項、第144条	(略)

	第5項又は第144条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知	
(略)		
49	地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第16条第5項の規定又は第13条第1項若しくは第3項の規定による通知	(略)
		<u>県税等還付金等の還付・充当・委託納付通知書(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)</u> 様式第87号
		<u>県税還付金等の還付・充当・委託納付通知書(自動車税用)</u> 様式第88号
(略)		
57	法第20条の10の規定による請求	(略)
		<u>自動車税納税証明書交付請求書</u> 様式第100号
		(略)
58	法第20条の10又は条例第57条の3の証明書	(略)
		<u>自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)</u> 様式第104号
		<u>自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)</u> 様式第105号
		<u>自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)</u> 様式第105号の2
		<u>自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)</u> 様式第105号の3
(略)		

	の29第2項又は第164条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知	
(略)		
49	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第14条第5項の規定若しくは地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第16条第5項の規定又は第13条第1項若しくは第3項の規定による通知	(略)
		<u>県税等還付金等の還付・充当・委託納付通知書(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税用)</u> 様式第87号
		<u>県税還付金等の還付・充当・委託納付通知書(自動車税種別割用)</u> 様式第88号
(略)		
57	法第20条の10の規定による請求	(略)
		<u>自動車税種別割納税証明書交付請求書</u> 様式第100号
		(略)
58	法第20条の10又は条例第57条の3の証明書	(略)
		<u>自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)</u> 様式第104号
		<u>自動車税種別割納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)</u> 様式第105号
		<u>自動車税種別割納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)</u> 様式第105号の2
		<u>自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)</u> 様式第105号の3
(略)		

59	様式第104号の自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）及び様式第104号の2の自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の証明印	(略)	
(略)			
65	令第24条の3第3項（令第24条の4第7項、第24条の4の2、第24条の4の3第2項又は第24条の5第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知	法人事業税・ 地方法人特別 税申告納付期 限の延長承認 通知書	様式第116 号
		法人事業税・ 地方法人特別 税申告納付期 限の延長を認 めない旨の通 知書	様式第117 号
66	令第24条の4第5項（令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知	法人事業税・ 地方法人特別 税申告納付期 限の延長の処 取り消し 分を 変更 した旨の通知書	様式第118 号
(略)			
100	第53条の規定による申請	自動車税課税 免除承認申請 書	様式第188 号
101	第36条第2項又は第54条の規定による通知	自動車税 自動車取得税 に係る証紙代 金収納計器指 定通知書	様式第189 号
		自動車税 自動車取得税 に係る証紙代 金収納計器指 定取消通知書	様式第190 号
102	条例第44条第1項又は第55条第1項の表示	(略)	
103	条例第55条第2項の納税済印	自動車税納税 済印	様式第192 号
104	法第123条第2項の修正申告書	自動車取得税 修正申告書	様式第196 号
(略)			

59	様式第104号の自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の証明印	(略)	
(略)			
65	令第24条の3第3項（令第24条の4第7項、第24条の4の2、第24条の4の3第2項又は第24条の5第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知	法人事業税・ 特別法人事業 税又は地方法 人特別税申告 納付期限の延 長承認通知書	様式第116 号
		法人事業税・ 特別法人事業 税又は地方法 人特別税申告 納付期限の延 長を認めない 旨の通知書	様式第117 号
66	令第24条の4第5項（令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知	法人事業税・ 特別法人事業 地方法人特別 税申告納付期 限の延長の処 取り消し 分を 変更 した旨の通知書	様式第118 号
(略)			
100	第53条の規定による申請	自動車税種別 割課税免除承 認申請書	様式第188 号
101	第50条第2項又は第54条の規定による通知	自動車税 環境 種 性能割 に係る 別割 証紙代金収納 計器指定通知 書	様式第189 号
		自動車税 環境 種 性能割 に係る 別割 証紙代金収納 計器指定取消 通知書	様式第190 号
102	条例第51条の5第1項又は第55条第1項の表示	(略)	
103	条例第55条第2項の納税済印	自動車税種別 割納税済印	様式第192 号
104	法第161条第2項の修正申告書	自動車税環境 性能割修正申 告書	様式第196 号
(略)			

106	法第11条の9第3項の規定による申告	自動車税納付義務の免除申告書 様式第197号	106	法第11条の9第3項の規定による申告	自動車税種別割納付義務の免除申告書 様式第197号
(略)			(略)		
115	法第125条第1項の納税義務の免除の申請及び法第125条第6項又は法第126条第1項の規定による申請	自動車取得税還納付義務の免除申請書 様式第205号	115	法第164条第1項の規定による納税義務の免除の申請及び同条第6項の申請又は法第165条第1項の規定による納税義務の免除の申請及び同条第2項の申請	自動車税環境性能割納税義務の免除申請書 様式第205号
(略)			(略)		
139	地方自治法第255条の3第1項の規定による告知	(略)	139	地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の3の規定による告知	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第7号(表)中「自動車税納税通知書兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書兼領収証書」に改め、同様式(裏)中「第145条及び第148条又は第150条」を「第146条、第147条第1項及び第2項並びに第177条の8又は第177条の10」に改め、同様式別紙中「自動車税納税通知書兼領収証書内訳書」を「自動車税種別割納税通知書兼領収証書内訳書」に改める。

様式第7号の2(表)中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改め、同様式(裏)中「第145条及び第148条又は第150条」を「第146条、第147条第1項及び第2項並びに第177条の8又は第177条の10」に改める。

様式第7号の3中「自動車税納税通知書(口座振替用)」を「自動車税種別割納税通知書(口座振替用)」に、「第145条及び第148条又は第150条」を「第146条、第147条第1項及び第2項並びに第177条の8又は第177条の10」に改める。

様式第17号中「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割領収済通知書」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

様式第18号中「自動車税納付書」を「自動車税種別割納付書」に改める。

様式第20号中「自動車税納付済通知書(口座振替用)」を「自動車税種別割納付済通知書(口座振替用)」に改め、同様式別紙中「自動車税納付済内訳書」を「自動車税種別割納付済内訳書」に改める。

様式第26号(表)中「自動車税減額決定通知書増額決定計算書」を「自動車税種別割減額決定通知書増額決定計算書」に改め、

同様式(裏)中「自動車税に」を「自動車税種別割に」に、「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改める。

様式第28号(表)中「地方法人特別税」を「特別法人事業税地方法人特別税」に、「地方法人特別税

等に関する暫定措置法」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条又は地方税法等の

一部を改正する等の法律附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に、「、法人事業税」の次に「、特別法人事業税」を加え、

「

地方法人特別税	更正・額	所得割に係る地方法人特別税額	を
		収入割に係る地方法人特別税額	
		合計地方法人特別税額	
	既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額		
	差引増減額		

」

「

又は地方法人特別税 特別法人事業税	更正・額	所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	に改める。
		収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	
		合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額	
	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
	差引増減額		

」

様式第31号を削り、様式第32号を様式第31号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第32号（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

自動車税環境性能割・加算金 ^{更正} 通知書 決定			
住所又は所在地 氏名又は名称		様	
年度	取得した自動車の登録・車両番号		
区 分	課税標準額	税 率	金 額
更正・決定額	円		円
既に納付の確定した 自動車税環境性能割	円		円
差引増減額			円
過少申告加算金	円		円
不申告加算金	円		円
重加算金	円		円
納付すべき又は還付等される 金額の合計額			円
更正・決定の理由			
地方税法第168条第 項、第171条第 項及び第172条第 項の規定により自動車税環境性能割及び加算金を上記のとおり更正・決定したので 年 月 日 <div style="text-align: right;">財務事務所長 印</div>			
◎納付場所、延滞金の算出方法等は、裏面を御覧ください。			

1 納付場所

2 更正又は決定による不足税額を納付する場合の延滞金

不足税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（平成26年1月1日以後の期間（更正若しくは決定による不足税額の納期限までの期間又は当該納期限（徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）の翌日から1月を経過する日までの期間を除く。）については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合。更正若しくは決定による不足税額の納期限までの期間又は当該納期限（徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成25年12月31日以前の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した延滞金^{じゆん}を加算して納付してください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

3 この処分^{しぶん}に不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく、この処分を行つた財務事務所長を経由して提出してください。処分^{しぶん}の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、静岡県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分^{しぶん}の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分^{しぶん}、処分^{しぶん}の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分^{しぶん}の取消しの訴えを提起することができます。

様式第36号（裏）中

自動車取得税	第134条第1項
軽油引取税	第144条の49第1項
自動車税	第165条第1項
鉦区税	第198条第1項

を

軽油引取税	第144条の49第1項
自動車税環境性能割	第173条第1項
自動車税種別割	第177条の19第1項
鉦区税	第198条第1項

に

改める。

様式第36号の2（表）中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式（裏）中「第165条第1項」を「第

177条の19第1項」に改める。

様式第43号を削り、様式第44号を様式第43号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第44号（用紙 日本産業規格A4縦型）

自動車税環境性能割更正請求書				
年 月 日 財務事務所長 様	住所又は所在地			
	氏名又は名称	⑩		
	この請求書に応答する係及び氏名	電話番号（ ） ー		
地方税法第20条の9の3第 項の規定により次のとおり更正の請求をします。				
区 分	更 正 請 求 前 の 額		更 正 請 求 の 額	
課 税 標 準 額	円		円	
税 額				
更正請求のもととなった申告書の提出年月日等及び当該申告書による自動車の内容	申告書提出期限（登録の日）	年 月 日	登録番号	
	地方税法第20条の9の3第2項各号に規定する確定等の年月日	年 月 日	車 名	
	申告書提出年月日	年 月 日	型 式	
	修正申告書の提出の日又は更正決定を受けた日	年 月 日	初 度 登録年	
更正の請求理由、その事情等その他参考となるべき事項				

(注) 事実を証する書類を添付してください。

様式第46号中 「住所(所在地)」を「住所又は所在地」に、「氏名(名称)」を「氏名又は名称」に、

「法人事業税・地方法人特別税
不動産取得税
ゴルフ場利用税
自動車税
軽油引取税」を「法人事業税
特別法人事業税・地方法人特別税
不動産取得税
ゴルフ場利用税
軽油引取税
自動車税種別割」に改める。

様式第86号(裏)中

自動車取得税	地方税法第125条第7項 第126条第2項 附則第52条第5項	を
軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	
自動車税	地方税法附則第54条第5項	

軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	に改める。
自動車税環境性能割	地方税法第164条第7項 第165条第3項 附則第53条の2第5項	
自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項	

様式第87号(表)中「県税等還付金等の還付・充当・委託納付通知書(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税用)」を「県税等還付金等の還付・充当・委託納付通知書(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税用)」に、「法人事業税・地方法人特別税(円)」を「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税(円)」に、

「法人事業税・地方法人特別税」を「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税」に改め、同様式(裏)中

自動車取得税	地方税法第125条第7項 第126条第2項 附則第52条第5項	を
軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	
自動車税	地方税法附則第54条第5項	

軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	に改める。
自動車税環境性能割	地方税法第164条第7項 第165条第3項 附則第53条の2第5項	
自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項	

様式第88号(表)中「県税還付金等の還付・充当・委託納付通知書(自動車税用)」を「県税還付金等の

還付・充当・委託納付通知書（自動車税種別割用）」に改め、同様式（裏）中

自動車取得税	地方税法第125条第7項 第126条第2項 附則第52条第5項	を
軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	
自動車税	地方税法附則第54条第5項	

軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	に改め、同様式別
自動車税環境性能割	地方税法第164条第7項 第165条第3項 附則第53条の2第5項	
自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項	

紙中「自動車税還付内訳書」を「自動車税種別割還付内訳書」に改める。

様式第98号中「法人事業税・地方法人特別税」を「法人事業税・特別法人事業税
又は地方法人特別税」に、「自動車税」を

「自動車税種別割」に、

<input type="checkbox"/> 県税等において犯則処分を受けたことがないことの証明（酒販免許申請） <input type="checkbox"/> 県税等の未納がないこと及び滞納処分を受けたことがないことの証明（酒販免許申請） <input type="checkbox"/> その他	を	<input type="checkbox"/> 県税等の未納がないこと及び滞納処分を受けたことがないことの証明（酒販免許申請） <input type="checkbox"/> その他	に改める。
--	---	--	-------

様式第100号中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「住所（所在地）」を「住所又は所在地」に、「氏名（名称）」を「氏名又は名称」に改める。

様式第104号中「15.1センチメートル」を「15.2センチメートル」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改める。

様式第105号及び様式第105号の2中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改める。

様式第105号の3中「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改める。

様式第107号を次のように改める。

様式第107号（規格 直径2.5センチメートルの円形）



様式第115号の2中 「仮装経理法人税割額
仮装経理事業税額 の を
仮装経理地方法人特別税額 」 「仮装経理法人税割額
仮装経理事業税額
仮装経理特別法人事業税額 の に、
仮装経理地方法人特別税額 」

「 地方法人特別税
を
」 「 又は地方法人特別税
特別法人事業税
に、
」 「 仮装経理地方法人特別税額
④
」 を 「 仮装経理特別法人事業税額又は
仮装経理地方法人特別税額 ④
」 に改める。

様式第116号中 「法人事業税・地方法人特別税申告納付期限の延長承認通知書」を「法人事業税・特別法人

事業税又は地方法人特別税申告納付期限の延長承認通知書」に、 「 事業税・地方法人特別税
を
」 「 又は地方法人特別税
特別法人事業税
に改める。

様式第117号中 「法人事業税・地方法人特別税申告納付期限の延長を認めない旨の通知書」を「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税申告納付期限の延長を認めない旨の通知書」に改める。

様式第118号中 「法人事業税・地方法人特別税申告納付期限の延長の処分を 取り消
変 更 した旨の通知書」を
」

「 法人事業税・特別法人事業税
地方法人特別税
申告納付期限の延長の処分を 取り消
変 更 した旨の通知書」に改める。

様式第188号中 「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税種別割課税免除承認申請書」に、

「 住所
(所在地) を 「住所又は
所在地」に、 「氏名
(名称) を 「氏名又は
名称」に、「電話 局 番」を

「電話番号 () ー」に改める。

様式第189号中 「自動車税
自動車取得税
に係る証紙代金収納計器指定通知書」を
」

「自動車税種別割」に「環境性能割」に係る証紙代金収納計器指定通知書に、「住所(所在地)」を「住所又は所在地」に、

「氏名(名称)」を「氏名又は名称」に、「第36条第2項」を「第50条第2項」に改める。

様式第190号中「自動車税」を「自動車取得税」に係る証紙代金収納計器指定取消通知書を

「自動車税種別割」に「環境性能割」に係る証紙代金収納計器指定取消通知書に、「住所(所在地)」を「住所又は所在地」に、

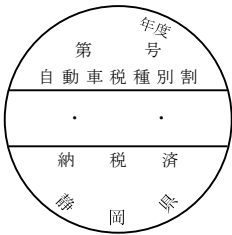
「氏名(名称)」を「氏名又は名称」に、「第36条第2項」を「第50条第2項」に改める。

様式第191号及び様式第192号を次のように改める。

様式第191号 (規格 縦2.7センチメートル、横6.5センチメートル)



様式第192号 (規格 直径3センチメートルの円形)



様式第196号中

1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()	自動車取得税	
--	--------	--

を

1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()	□
--	---

に、「自動車取得税修正申告書」を

「自動車税環境性能割修正申告書」に、「□ 3. 昭和
4. 平成」を「□」に、

「1. 明治 2. 大正」を「()」に、「10. その他()」を

「10. その他() 11. バス(一般貸切用)」に、

自動車取得税	現実の取得価額						円
	取得価額	車両本体	□ □ □ , □ □ □				000円
		付加物	□ □ □ , □ □ □				000円
	付加物の内訳	(品名)					(価額)
							円
	課税標準額		□ □ □ , □ □ □				000円
	税額		□ □ □ /100	□ □ □ , □ □ □			
上記以外	新規登録(新車)時限的軽減措置						□
		低燃費車特例	燃費	変速装置	構造	低公害車特例	□
		□	km/l	AT・MT	A・B	□	

を

環 境 性 能 割	車 検 有 効 期 限		商品車である場合の古物商許可番号								
	年 月 日										
	取 得 価 額	車 両 本 体		□	□	□	□	□	□	000円	
		付 加 物		□	□	□	□	□	□	000円	
		付加物の内訳	(品名)	(価額)			円				
	課 税 標 準 額		□	□	□	□	□	□	000円		
	税 額		□	□	□	/100	□	□	□	□	00円
	税 率 区 分		□ □								
	燃 費	変 速 装 置	構 造	パリアフリー・ASV特例							
	km/l	AT・MT	A B1・B2	受 ・ 否	□ □						

に、

主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	
()	
車 検 有 効 期 限	商品車である場合の古物商許可番号
平成 年 月 日	

を

主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	
()	

に改める。

様式第197号中「自動車税納付義務の免除申告書」を「自動車税種別割納付義務の免除申告書」に改め、「必ず」を削る。

「
様式第205号中 自動車取得税納付義務の免除申請書 を
還 納税 付
納税 義務の免除 申請書 を
」

「
自動車税環境性能割還納税義務の免除申請書 に、 「住所
(所在地)」 を 「住所又は
住所又はは 地」 に、
」

「
氏 名 を 「氏名又は
(名称)」 氏名 又は 称」 に、 「還納付
納税 義務の免除 されたく を
」

「
還納税義務を免除されたく に、
」

「
納付義務の免除申請額

 を
納税
」

「
納税義務の免除申請額

 に、
」

「の設定の」を「として自動車を取得した」に、「第125条第1項」を「第164条第1項」に、「第126条」を
「第165条第1項」に、「住所」を「住所又は所在地」に、「氏名」を「氏名又は名称」に改める。
「(所在地)」を「(所在地)」に、「(名称)」を「(名称)」に改める。

様式第233号中 「住所」を「住所又は所在地」に、「氏名」を「氏名又は称」に、「第

255条の3第1項」を「第255条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 3 改正後の静岡県税賦課徴収規則（以下「新規則」という。）の規定及び様式中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新規則の規定及び様式中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の静岡県税賦課徴収規則（次項において「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている請求書等は、新規則の相当する規定及び様式により提出された請求書等とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。